

## 第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画の概要

### 1 計画策定の目的及び背景

サルによる農林作物被害は近年深刻化しているほか、住居への接近や児童生徒に対する威嚇なども見られ、人とサルとの軋轢が生じている。

このため、県では地域個体群の安定的な存続を図りながら、農林作物や人への生活環境の被害を軽減するために、平成18年度から特定鳥獣保護管理計画（平成27年度からは第二種特定鳥獣管理計画）を策定し、関係市町村と連携・協力しながら、管理のための施策を展開しており、農林作物等への被害額は平成24年度以降減少に転じているものの、依然として高水準で推移している。

こうしたことから、引き続き第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画を策定し、科学的・計画的な知見に基づく管理の推進により、人とサルとの共存を図る。

### 2 計画の概要

(1) 管理すべき鳥獣の種類      ニホンザル

(2) 計画の期間      平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(3) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域を対象とするが、分布域の連動性に考慮し、地域個体群を単位とした管理を行う。

(4) 第二種特定鳥獣の管理の目標

県内のそれぞれの4つの地域個体群を安定的に維持しつつ、農林作物被害等を軽減し、人とサルとの共存を図る。

(5) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

個体群の管理

ア 農林業等被害防止のための特定鳥獣の捕獲

集落もしくは農地によく出没し、農作物を採食する習性が強く、さらに行動域の森林に餌となる食物が十分に存在しないと考えられる群れについて、防除を試みてもなお被害が軽減できない場合は、できる限り加害個体を特定し、特定個体を捕獲するように努める。

イ 数の調整のための捕獲

数の調整のための捕獲については、群れの管理上、必要な場合に実施するものとし、学識経験者、県、市町村、狩猟団体等で協議を行い、捕獲数、期間等を決定する。

捕獲従事者の育成・確保

(6) その他管理等のために必要な事項

多様な生態系を構成する森林づくりに誘導するための中・長期的視点に立った「生息環境対策」の推進

野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりを地域一体となって取り組む「被害防止対策」の推進

被害集落や市町村等の協力を得ながら、目撃情報や被害情報等の基礎データ収集の実施

鳥獣被害対策を効果的に進めるため、新たな視点に立った鳥獣被害対策体制の整備を行うとともに、市町村と連携して、地域において緊急的な捕獲対策や集落単位での被害防止対策、地域リーダーの育成、多様な森づくりなどの鳥獣被害対策を総合的に行う鳥獣被害対策緊急プロジェクトの推進